

協議会だより

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について

二〇二〇年度の第一次補正予算で予算化された「感染拡大防止対策に係る支援」（内閣府所管）の補助基準額は、「令和元年度の対象経費の実支出額との合計」となっていました。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、「一度きり五〇万円」の財政支援ではなく、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止対策が継続的に行える補助金の創設を要望していました。

このたび、二〇二〇年度第二次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（厚生労働省所管）としてつぎの内容が新たに盛り込まれました。実施主体は都道府県。補助割

合は二〇分の一〇％です。

【内容】

①医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】都道府県Ⅱ 二二二六万六〇〇〇円／市区町村Ⅱ 一六七九万七〇〇〇円
②マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】③と合わせて一施設当たり五〇万円

③職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】②と合わせて一施設当たり五〇万円

この②③は、第一次補正予算の「感染拡大防止対策に係る支援」（内閣府所管）の五〇万円の補助金とは別のものです。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」にかかわっては、厚生労働省子ども家庭局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等）の実施について」（二〇二〇年八月一九日付）、厚生労働事務次官通知「令和二年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）の交付について」（二〇二〇年六月三〇日付）が発出されています。

その目的として、「地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援すること」があげられています。

ただし、この交付金を受けようとする都道府県は、「市町村、民間団体等の意見を聞いて」、「事業実施計画を作成し、交付の申請

に際して、当該計画を厚生労働大臣に提出することが必要です。厚生労働省子ども家庭局書記室からは、以下の話がありました。

「『新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業』において具体的に購入する備品等を示していないが、新型コロナウイルス対策として感染防止に使用する備品であれば補助対象とし、たとえば、換気設備や飛沫防止パネルなどのほか、子どもを密集させないために購入した長机、新型コロナウイルス対策として感染防止の取組を使用するために購入したタブレット端末やノートパソコンなどのパソコン類も対象となります。」

なお、『(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）』については、「職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定し

ていない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など」も対象となります。ただし、この手当を申請・支給する際は、給与規定等に基づき支給する必要があるため、給与規定等に『〇〇手当』といった名称を使用するように留意ください」

「また、自治体宛の事務連絡には、交付申請の締め切りが七月一七日と記載していますが、今後、変更交付申請を予定していません」

今般の「新型コロナウイルス感染症」対策として、国や都道府県からの通知や事務連絡発出が複数回にわたったり、市町村がこの交付金の情報を十分に把握していない可能性がります。また、市町村が申請した場合も、現場に知らされずに市町村が支出した費用の穴埋め分として処理が行われてしまう可能性もります。なかには、国の補助割合が二〇分の二〇であることを承知していても、申請を行

わない市町村もあるようです。

地域学童保育連絡協議会、学童保育の運営主体などから、市町村にこの情報を届け、必要な備品や経費を要望していきましよう。

厚生労働省への要請行動を行いました

二〇二〇年七月一七日、全国連協は、「公的責任による学童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める」要望を、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室、内閣府子ども・子育て本部に届けました。また、「新・放課後子ども総合プラン」を所管する文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室、「会計年度任用職員制度」に関わる総務省自治行政局公務員部公務員課、公務員部給与能率推進室、総務省自治財政局調整課のほか、内閣府地方分権改革推進室にも要請書を提出し、全国市長会も懇談を行いました。

厚生労働省に重点をおいて要望した点はつぎのとおりです。

「重点項目」

一 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

二 子ども命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保してください。

・「第九次地方分権一括法」の附則に見直し規定が設けられたこと、「第九次地方分権一括法」に付された附帯決議のうち、学童保育の質に関係する内容が衆参ともにそれぞれ四つの項目にわたって取り上げられていること、全国学童保育連絡協議会が取り組んだ「学童保育の拡充を求める請願書」が衆参ともに採択されたことを受け止め、「全国的な一定水準の質」を確保するための方策を図ってください。

・「第九次地方分権一括法」の附則に付された見直し規定を確

実に実行してください。そのための方策やスケジュールを検討し、明らかにしてください。あわせて、見直し方法やその内容について、全国学童保育連絡協議会の意見を反映させてください。

・学童保育の「質の確保」を図る責任があることを理解し、これまでどおり厚生労働省が定めた基準をもとに学童保育を実施するよう、市町村に働きかけてください。そのために、学童保育指導員の資格及び人員配置をはじめとした条例の内容を変更し、基準を後退させた市町村については、質の確保および向上の方策についても調査をし、公表してください。

・「放課後児童支援員」の原則複数配置を条例に位置づけている市町村については、午前中からの常勤職員が二人以上配置できるよう補助金を増額してください。

三 学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめとする対策を進めてください。

・「待機児童」対策、学童保育の整備などについて

・運営費に関する財政措置について
すべての学童保育において、常勤・専任の学童保育指導員を二名以上配置することができるよう、人件費にかかるとる財政措置の大幅な改善／受益者負担の割合を二分の一から受益者負担分減／補助金の国負担分三分の一を二分の一へ増／運営に関わる事務量の著しい増加に伴い、事務量とその高度化に対応ができる事務職員員の雇用も視野に入れ、事務経費の算定基準の大幅な改善
・施設整備に関する財政措置について

・障害のある子どもの保育に関する財政措置について

四 学童保育指導員の処遇の改

善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

・子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、学童保育指導員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態となるよう、必要な条件整備を図ってください。

・「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の予算単価を増額するとともに、両事業の積極的な活用を市町村に働きかけてください。

・「会計年度任用職員制度」の創設に伴い、市町村で働く学童保育指導員の処遇改善の状況や運営形態の変更などについて調査し、その結果を公表していただきたい。総務省と連携し、学童保育指導員の処遇改善および学童保育の質の維持・向上を図れるよう手立てを講じてください。

五 学童保育指導員の公的責任による全国一律の資格制度を検討し

てください。「放課後児童支援員認定資格研修」については、「全国的な一定水準の質」が図られるようにしてください。

六 「新・放課後子ども総合プラン」において、学童保育と「放課後子供教室」とはそれぞれの事業として実施する方針を堅持し、都道府県および市町村に周知・徹底してください。

七 自然災害で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう、国としての支援を行ってください。

* * *

二〇二〇年二月以降、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための対策が取られるなかで、学童保育は保育所と同様に社会を支える事業であるという社会的な認識が広まりました。その一方で、

制度が一定確立された保育所とは異なり、学童保育の制度が脆弱であることもあらためて明らかになりました。

りました。

そうしたなかでも全国各地の学童保育では、施設・設備や保育体制などかぎられた条件のなかで、精一杯の感染症対策を図りつつ、日々の保育が行われています。指導員は感染への不安と緊張のなかでも、子どもたちのできるだけ「日常の安心な時間」を提供できるように、保護者と共に子どもを守るための努力をこついています。

各庁との懇談や全国連協からは、分散登校から通常登校に戻った子どもたちの様子なども報告し、子どもたちと生活を共にするうえで必要な知識や技能を身につけた指導員がこの事業に従事することの必要性について、あらためて理解を求め、現状の改善を要望しました。

ひきつづき、一人ひとりの保護者・指導員の声を保護者会・父母会や指導員組織に集め、連絡協議会を通じて、市町村・都道府県に働きかけていきたいと思います。